

令和8年2月8日執行
衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

指定病院・指定老人ホーム・指定身体障
害者支援施設・指定保護施設・刑事施設
・労役場・監置場・留置施設・少年院・
少年鑑別所及び婦人補導院における

不在者投票の手続要領

[凡例] 法——公職選挙法
令——公職選挙法施行令
審査法——最高裁判所裁判官国民審査法
審査令——最高裁判所裁判官国民審査法施行令

徳島県選挙管理委員会

目 次

一 不在者投票制度とは	1
二 不在者投票における留意事項は	1
三 県選管指定の病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設における不在者投票	2
1 どのような人が不在者投票をすることができるか	2
2 不在者投票のできる期間及び投票用紙等の請求の期間等は	2
3 投票用紙等の請求の方法は	4
4 投票用紙及び不在者投票用封筒の交付は	5
5 不在者投票管理者、立会人等は	6
6 投票記載場所の設備は十分に	8
7 投票の方法は	9
8 投票後の措置は	12
四 刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院における不在者投票	13
1 どのような人が不在者投票をすることができるか	13
2 投票用紙等の請求の方法は	13
3 不在者投票管理者は	14
4 その他	14
五 不在者投票に要した経費はどうなるか	15
六 その他注意する点は	16

一 不在者投票制度とは

不在者投票制度とは、選挙の当日、一定の事由によって投票所におもむいて投票することができない選挙人又は身体に重度の障がいがある選挙人のために、投票日の前でも投票ができるように設けられた制度です。

この制度は、一般投票の例外として位置付けられるとともに、投票が長期にわたって行われる関係上、その投票手続きについては政令等で詳細に規定されています。

このことは、選挙の公正を期すため、やむを得ないことであり、従来から各選挙を通じ、不在者投票管理事務の違法を原因とした争訟が多く提起され、選挙無効となつた事例も散見されることにかんがみ、その事務及び管理に当たっては、法令に則った適正な処理によらなければなりません。

二 不在者投票における留意事項は

指定病院の院長、指定老人ホームの長等の方で不在者投票管理者となられる方々は、選挙が民主主義の根幹をなすものであるということを十分認識の上、公正な不在者投票管理に御協力をお願ひいたします。

不在者投票の具体的な手続きについては、三以下で述べていますが、特に次の事項に御留意ください。

- ① 不在者投票の事務を公正かつ適切に処理するため、前もって分担事務の処理について計画を立て、最もスムーズに事務の処理ができるように検討しておくこと。
- ② 投票事務に当たっては、勘や過去の経験だけに頼らず、常にこの手続要領等を参考にして、適確に処理すること。
- ③ 選挙事務の管理執行に当たっては、投票の秘密保持を期し、また選挙人が投票しやすい環境づくりに配慮すること。なお、特に投票立会人の選任については、十分公正を期すること。
- ④ 不在者投票管理者、立会人及び代理投票補助者については、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、立会人の義務を怠る罪等の罰則の適用があるので、これらの罰条にふれることのないよう十分注意すること。
- ⑤ 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができないこと。

(注)「不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して」とは、不在者投票管理者が日常の職務上有する影響力をを利用してという意味であり、例えば、病院長が一般に不在者投票の対象となる入院患者に対しその診療上の影響力をを利用して選挙運動をすることは違反となるので注意すること。

三 県選管指定の病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設における不在者投票

1 どのような人が不在者投票をすることができるか

(法49①、令55②④Ⅱ、介護保険法106、同法115)

県選挙管理委員会が指定する病院（介護老人保健施設・介護医療院を含む。）、老人ホーム、身体障害者支援施設又は保護施設（以下「指定病院等」という。様式集「県選管指定の不在者投票を行うことができる施設一覧」参照）に入院又は入所している選挙人で、選挙の当日法第48条の2第1項各号の不在者投票事由に該当すると見込まれる者に限られます。

【不在者投票該当事由】

- ・疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること
- ・用務又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること 等

なお、指定病院等に入院又は入所している選挙人であっても、**その指定病院等が選挙人の属する投票区の区域内にある場合で、かつ歩行が容易であるときは、不在者投票ができません**から、注意してください。

2 不在者投票のできる期間及び投票用紙等の請求の期間等は

(令58①、令50、審査令13、法270)

(1) 投票のできる期間

【衆議院議員総選挙の場合】

令和8年**1月28日** から**2月7日**までの間 11日間
(公示日の翌日) (選挙期日の前日)

【最高裁判所裁判官国民審査の場合】

令和8年**2月1日** から**2月7日**までの間 7日間
(選挙期日の7日前) (選挙期日の前日)

※最高裁判所裁判官の国民審査の場合は、衆議院議員総選挙の場合より不在者投票のできる期間が短くなっていますので、注意してください。

なお、審査に付される裁判官が新たに任命された場合には、
国民審査の不在者投票期間が変更となることがあります。

※ 次の投票区は、2月7日（選挙期日の前日）に繰り上げて投票が行われる予定です。その場合、この投票区の選挙人名簿に登録されている者については、不在者投票のできる期間が1日短くなり、2月6日（選挙期日の2日前）までとなりますから注意してください。

阿南市 伊島投票区

(2) 投票用紙等の請求の期間等

令和8年**2月7日**まで
(選挙期日の前日)

※ 投票用紙等の請求先は、各市町村選挙管理委員会事務局です。 様式集「指定病院等における不在者投票のフロー及びチェック項目」を御覧いただき、請求先（同「徳島県内選挙管理委員会連絡先一覧」参照）を誤らないように御注意願います。

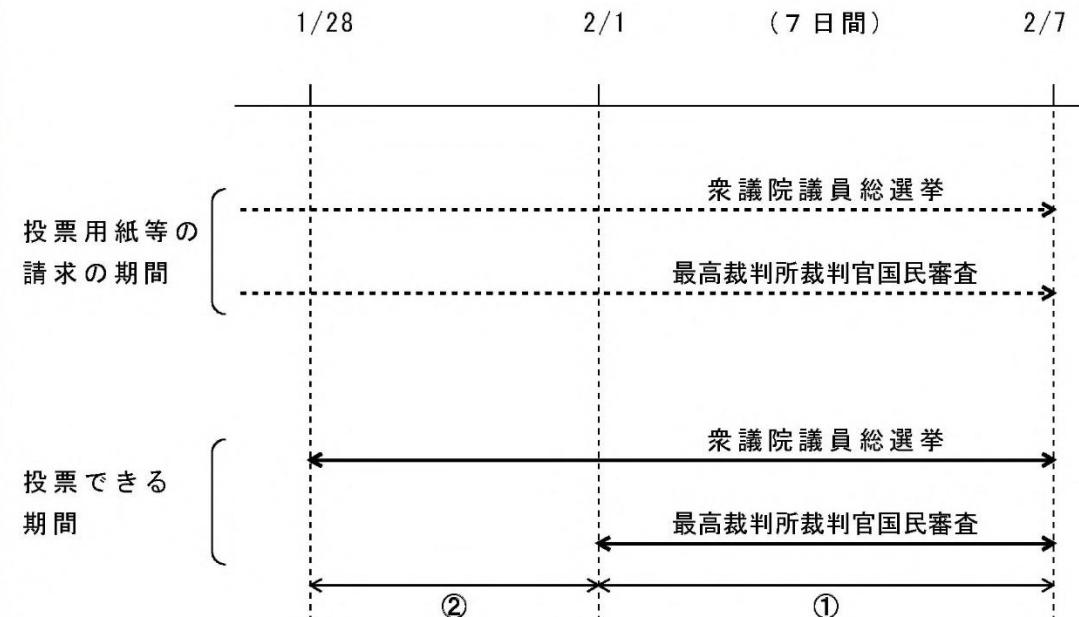
請求先を誤ると、各市町村選挙管理委員会事務局からの投票用紙等の送付が遅れ、投票できない場合もあります。

(3) 投票のできる時間

投票のできる期間の**午前8時30分から午後5時**まで

留意事項

前述したとおり、衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査では、投票できる期間が異なりますので、総選挙と国民審査の両方の投票を同時に行うには、
①2月1日から2月7日の間に投票を行う必要があります。



なお、②1月28日から2月1日までの間に衆議院総選挙のみの不在者投票を行った者についても、①2月1日から2月7日までの間に国民審査の投票用紙の交付を受けた場合には、国民審査の投票を単独で行うことができます。

3 投票用紙等の請求の方法は

(令50)

投票用紙及び不在者投票用封筒の交付請求には、次の二通りの方法があります。

- ① 指定病院等の長又はその代理人（以下「指定病院等の長等」という。）が選挙人に代わって請求する場合
- ② 選挙人が自ら請求する場合

どちらの場合でも指定病院等で投票することに変わりはありません。

なお、請求は選挙期日の公示前においてもすることができます。

(1) 指定病院等の長等が選挙人の依頼を受けて選挙人に代わって請求する場合 (令50①)

この場合は、「請求書」（様式1）に必要事項を記入し、選挙人が選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会の委員長へ直接又は郵便等をもって請求することになります。

「選挙人の依頼」を受けたことを証する書面を徴することは、法定されていませんが、**選挙の効力に関する争訟や当選の効力に関する争訟の提起があった場合に、本人の投票意思等の確認に係る有力な証拠となるので、「依頼書」(様式2)により依頼を受けるようにしてください。**

(2) 選挙人自身が請求する場合(令50①、令52)

この場合は、「投票用紙及び不在者投票用封筒の請求書兼宣誓書」を市町村の選挙管理委員会からもらって必要事項を記入し、(1)と同じ方法で選挙人が自分で請求することになります。

(注) 入院又は入所している船員について(1)又は(2)の方法で請求するときは、併せて令第18条に規定する「選挙人名簿登録証明書」を選挙人名簿登録地の市町村の選挙管理委員会の委員長に提示しなければなりません(令50⑥)。

また、これらの船員については選挙人名簿登録地以外で総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長に対しても(1)又は(2)の方法で請求することができますが、その場合はさらに「船員手帳」を当該委員長に対して提示する必要があります(令51)。

なお、本県で指定されている市町村は、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市と海部郡の全町(牟岐町、美波町、海陽町)です。

(3) 点字で投票しようとする場合

指定病院等の長等が選挙人に代わって請求する場合は、投票用紙等の請求書(様式1)の備考欄に「点字」と記載してください。選挙人自らが請求する場合は、その際にその旨の申立てをしてください。

4 投票用紙及び不在者投票用封筒の交付は

(令53)

市町村の選挙管理委員会の委員長は、前記3の請求があった場合には選挙人名簿又はその抄本と対照し、不在者投票をする理由があると認めたときは、直ちに(選挙期日の公示日以前に請求を受けた場合にあっては選挙期日の公示日の翌日以後直ちに)請求の区分に応じてそれぞれ次の者に「投票用紙」及び「不在者投票用封筒」(内封筒1枚、外封筒1枚)(様式3、様式4参照)を交付します。

(1) 指定病院等の長等が選挙人に代わって請求した場合は、その長又はその代理人

この場合、指定病院等の長等は、直ちに当該選挙人に「投票用紙」及び「不在者投票用封筒」を渡してください。

(2) 選挙人自らが請求した場合は、その選挙人

この場合、「投票用紙」、「不在者投票用封筒」及び「不在者投票証明書(様式6参照)の入った封筒」(封筒の表面に“不在者投票証明書在中”と記載したもの。様式5参照)が、別の封筒(封筒の表面に“投票用紙、不在者投票用封筒及び不在者投票証明書用封筒在中”と記載したもの。様式7参照)に入れて送られてきます。

この「不在者投票証明書の入った封筒」(様式5参照)は、選挙人に絶対に開封させないでください。

5 不在者投票管理者、立会人等は

(令55④⑩⑩、令58①⑩、法49⑩)

投票は、不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所で、立会人の立会のもとに行わせなければなりません。

「不在者投票管理者の管理する」とは、不在者投票管理者が必ずしも不在者投票の行われる場所にいる必要はありませんが、**常に不在者投票を管理できる（何かあればすぐ赴いて判断、指示できる）体制になければならないことを意味します。**

(1) 不在者投票管理者

ア 不在者投票管理者となる者は

- ・病院の院長（介護老人保健施設等の長を含む。）
- ・老人ホームの長
- ・身体障害者支援施設の長
- ・保護施設の長

候補者となった場合又は外国人である場合は、不在者投票管理者となることができません。このような場合又は指定病院の院長、指定老人ホームの長等に事故があり、若しくは欠けた場合においては、その職務を代理すべき者が代わって不在者投票管理者となります。

なお、令和4年4月の制度改正により、病院の院長に代わって不在者投票管理者となる「その職務を代理すべき者」は、医師又は歯科医師に限られなくなりました。

イ 不在者投票管理者の職務とは

- (ア) 不在者投票に関する手続きのすべてについて、最終的な決定権を持っています。
- (イ) 不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行するのが役目です。

その担当する事務の主なものは、次のとおりです。

- ・選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求すること。
- ・交付を受けた投票用紙及び不在者投票用封筒を選挙人に渡すこと。
- ・投票用紙、不在者投票用封筒及び不在者投票証明書を点検すること。
- ・立会人を選び、不在者投票に立ち会わせること。
- ・不在者投票記載場所の設備をすること。
- ・代理投票の申請を受け、その許否を決定すること。
- ・投票の終わった不在者投票を送致すること。

(2) 立 会 人

ア 立会人となる者は

選挙権を有する者の中から不在者投票管理者が選んだ者

「選挙権を有する者」とは、年齢満18歳以上の日本国民で公民権の停止を受けていない者という意味であり、選挙人名簿に登録されていることは要件ではありません。

人数に制限はありませんが、**最低1人は必要です。**

立会人は、不在者投票管理者、事務補助者及び代理投票補助者を兼ねることはできませんので注意してください。

イ 立会人の職務とは

- (ア) 投票用紙等の点検から送致のための受領に至る不在者投票のすべての手続きに立会し、各手続きが公正に行われているかどうかを確認すること。
- (イ) 代理投票の際に、不在者投票管理者から意見を求められたときに意見を述べること。
- (ウ) 不在者投票用外封筒の表面に署名をすること。

立会人の立会なく行われた不在者投票は、無効であり選挙無効の原因となりますので注意してください。

(3) 外部立会人の活用について

不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならぬこととされています。

不在者投票の公正かつ適正な実施のため、積極的に活用してください。

ア 外部立会人となる者は

市町村の選挙管理委員会が選定した者

具体的には、指定病院等の不在者投票管理者から、当該指定病院等の所在する市町村の選挙管理委員会に対し、外部立会人の選定を依頼します。

最終的には、外部立会人の選定依頼書（様式8）により行いますが、まずは電話等により立会人の選定を依頼してください。

依頼を受けた市町村の選挙管理委員会は外部立会人の選定を進めますが、日程調整が必要な場合がありますので、早めに市町村の選挙管理委員会に依頼するようしてください。

イ 謝金の支払いについて

指定病院等における不在者投票終了後、外部立会人に謝金（1,282円に立会時間数を乗じた額）を支払います。

支払った謝金については県選挙管理委員会へ請求してください。

請求方法についての詳細は、15頁の「五 不在者投票に要した経費はどうなるか」を御覧ください。

(4) 事務補助者

ア 事務補助者となる者は

不在者投票管理者が選んだ者

イ 事務補助者の職務とは

不在者投票管理者のもとで、不在者投票を行う際の事務を取り扱うこと。

(5) 代理投票補助者

ア 代理投票補助者となる者は

不在者投票管理者が、立会人の意見を聞いて、投票に係る事務
従事者のうちから **2人**

イ 代理投票補助者の職務とは

選挙人から心身の故障その他の事由によって候補者の氏名等を自書できないとの申請があった場合に、

(ア) 代理投票補助者の**1人が立会**し、

(イ) **他の代理投票補助者**が選挙人の指示する候補者の氏名を投票記載場所で記載し、これを「不在者投票用内封筒」に入れて封をし、さらに「不在者投票用外封筒」に入れて封をした後、その外封筒の表面の「投票者氏名」欄に選挙人の氏名を記載して直ちに提出すること。

6 投票記載場所の設備は十分に

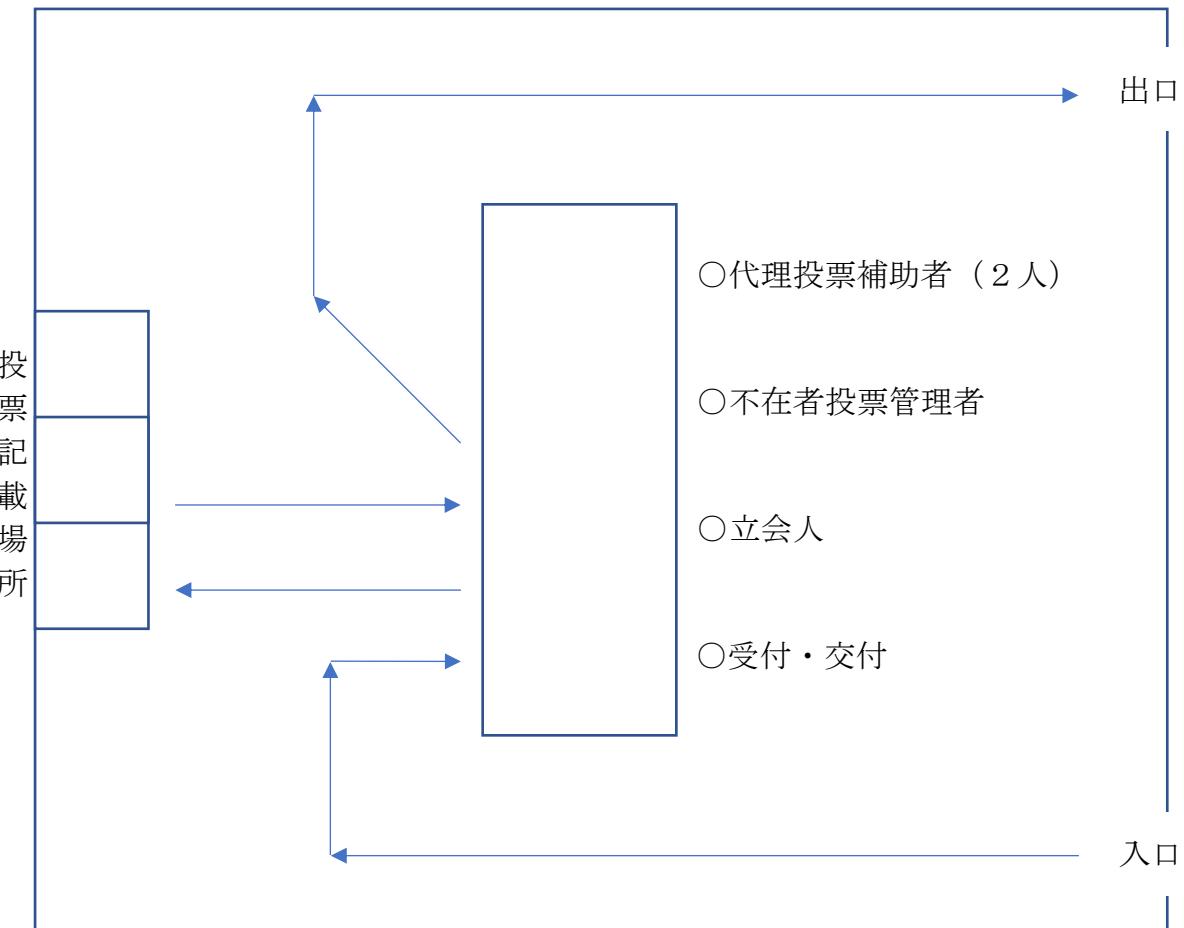
(令58④、令32、法143⑧)

不在者投票管理者は、投票の記載をする場所について、他人から投票の記載を見られること又は投票用紙の交換その他の不正が行われることがないよう、相当の設備をしなければなりません。

原則としてベッドの上では不在者投票をすることができませんが、重病人等歩行の困難な選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理下で立会人の立会がある場合に限り、ベッドの上ですることもできます。この場合においては、投票の秘密保持に十分注意を払い、投票の取扱いを慎重にしなければなりません。

なお、投票記載場所には候補者の氏名等を記載したポスター等の文書は絶対に掲示しないでください。また、候補者の氏名等の掲示もできません。

【設 営 例】



(注) 今回の投票では、「衆議院小選挙区選出議員選挙」「衆議院比例表選出議員選挙」「最高裁判所裁判官国民審査」の3種類の投票用紙及び投票用封筒がありますので、交付等の際に誤りのないように、十分留意してください。

7 投票の方法は

(令58、令56③④)

(1) 不在者投票をさせる前にしなければならないこと。

ア 投票用紙等の点検

不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙及び不在者投票用封筒を提示させ、所定のものであるかどうか、選挙人が本人であるかどうかを確認してください。

イ 候補者の氏名等が記載してある場合

投票用紙にすでに候補者の氏名等が記載してある場合は、不在者投票管理者は、選挙人に投票用紙等を返還し、選挙人の選挙人名簿登録地の選挙管理委員会の委員長又は指定港の選挙管理委員会の委員長に、その投票用紙と引き換えに再交付の請求をさせた上、所定の不在者投票を行わせてください。

ウ 不在者投票証明書の点検

選挙人自らが投票用紙及び不在者投票用封筒を請求した者であるときは、「不在者投票証明書用封筒」をそのまま提出させ、その封筒が開かれていなかどうかをまず点検した後、封筒を開いて不在者投票証明書の記載内容を確認してください。

選挙人の提出した「不在者投票証明書用封筒」がすでに開かれているときは選挙人が誤って開いたかどうかを問わず、投票をさせることはできません。

(2) 投票するときの手続

ア 普通の投票の方法

不在者投票管理者の管理する投票記載場所において、

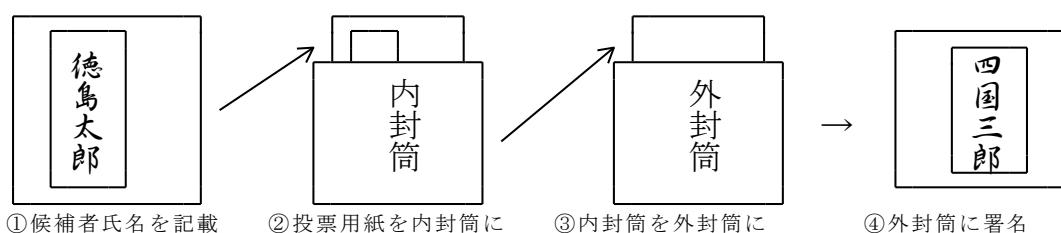
(ア) 選挙人が「候補者の氏名」を記載した投票用紙を、

(注) 衆議院小選挙区選出議員選挙の場合は「候補者氏名」を、衆議院比例代表選出議員選挙の場合は「政党名」を、最高裁判所裁判官国民審査の場合はやめさせた方がよいと思う裁判官の氏名の上欄に「×」を記載。

(イ) 「不在者投票用内封筒」に入れて封をさせ、

(ウ) さらに「不在者投票用外封筒」に入れて封をさせた上、

(エ) **不在者投票用外封筒の表面の「投票者氏名」欄に選挙人の氏名を記載させて提出させてください。**



署名を忘れたり、選挙人本人以外の者が署名をしてはなりません。

また、署名の下に押印するとか、不在者投票用外封筒を印をもって封をする必要はありません。

なお、点字投票があったときの不在者投票用外封筒の表面の「投票者氏名」欄の署名は、投票用紙を損傷するおそれがあるため、不在者投票用内封筒を不在者投票用外封筒に入れる前に点字で打たせてください。

イ 特殊な投票（代理投票）(令58③④、令56③④、令41)

(ア) 普通の代理投票

選挙人が心身の故障その他の事由のために、自分で候補者の氏名等を記載できない場合には、自分に代わって他の人に候補者の氏名等を記載してもらうことができる。………これが代理投票です。

【代理投票の方法】

選挙人から代理投票の申請



選挙人について代理投票を認めるかどうかの判断(立会人の意見を聞く)

- 代理投票を行った場合は、「代理投票一覧」(様式 10)に必要事項を記載し、不在者投票管理者において保管しておくこと。



不在者投票管理者による**2人**の代理投票補助者の選任

- 代理投票補助者は、必ず立会人以外の者から選任する。立会人は他の職務と兼務ができない。



代理投票補助者のうち**1人の立会のもとに他の1人が代理記載**

- 投票記載場所で選挙人の指示する候補者の氏名を記載する。
- 選挙人の投票しようとする候補者等の確認は、大声で行ったりせず、投票の秘密の保持に注意すること。



不在者投票用封筒に入れて封をする

- まず、不在者投票用内封筒に入れて封をし、さらに不在者投票用外封筒に入れて封をする。



不在者投票用外封筒の表面に選挙人の氏名を記載

- 不在者投票用外封筒の表面の「投票者氏名」欄にのみ選挙人の氏名を記載し、この場合は、外封筒の表面左下の「(代理記載人氏名)」欄には、何も記載しないでください。



不在者投票管理者へ提出

(イ) 代理投票の仮投票

不在者投票管理者が立会人の意見を聞いて代理投票させるべきでないと決定した場合に選挙人がこの決定に不服であるとき、又は代理投票することについて立会人に異議があるときは、不在者投票管理者は、代理投票を申し立てた選挙人に仮に投票させなければならない。

…………これが不在者投票における代理投票の仮投票です。

【代理投票の仮投票の方法】

不在者投票管理者は、まず普通の代理投票をさせた後、**投票用紙に候補者の氏名を書いた代理投票補助者に、その代理投票補助者本人の氏名を不在者投票用外封筒の表面左下の「(代理記載人氏名)」欄に記載させて、これを提出させる。**

8 投票後の措置は

(令60)

不在者投票管理者は、投票用紙及び不在者投票用内封筒を入れた「不在者投票用外封筒」を受け取った場合は、次のとおり処理してください。

ア 不在者投票用外封筒の表面には、

- (ア) 投票の年月日を記載する。
- (イ) 投票の場所を記載する。
- (ウ) 不在者投票管理者職氏名を記名する。(自署でなくゴム印でもよい。)
- (エ) 立会人に署名させる。(必ず立会人に自署させなければならない。)

※ 表面右下の「□在外選挙人の投票に使用（在外選挙人氏名）」欄には、何も記載しないでください。

イ 「不在者投票用外封筒」を別の適当な封筒に入れて封をし（「不在者投票証明書」がある場合には、これも併せて入れて封をすること。）、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名して印を押してください。

ウ これを選挙人の選挙人名簿登録地の市町村の選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもって送付してください。郵便等による場合は、重要書類ですでの書留等によって送付してください。

なお、不在者投票は、名簿登録地の市町村の選挙管理委員会の委員長から、投票所を閉じる時刻までに投票管理者に送致されないときは受理されないになりますので、時間的に余裕をみて、できるだけ早期に処理してください。

エ 投票をしなかった者がある場合には、必ずその投票用紙も併せて返却してください。

四 刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院における不在者投票

1 どのような人が不在者投票をすることができるか

(法49①、令55④)^{IVV}

(1) 刑事施設に収容されている者、労役場若しくは監置場に留置されている者又は留置施設に「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第15条第1項の規定により留置されている者

これらの者で選挙権のあるものは、未決勾留されている刑事被告人及び被疑者、拘留の刑を執行されている者及び国際受刑者移送法第2条第9号に規定する受入受刑者若しくは監置に処せられた者、いわゆる選挙犯罪又は政治資金規正法に定める犯罪以外の犯罪により罰金の刑又は科料の刑に処せられ、これを完納することができないために労役場に留置されている者若しくは監置場に留置されている者です。

(2) 少年院に収容されている者又は少年鑑別所に収容されている者

少年院法による少年院に収容されている選挙人又は少年鑑別所法による少年鑑別所に収容されている選挙人です。

(3) 婦人補導院に収容されている者

売春防止法の規定により補導処分に付けられて婦人補導院に収容されている選挙人です。

(1)から(3)までに掲げる者が、選挙の当日に「収容されている」と見込まれる場合に限って認められます。したがって、解放される予定の者は除かれます。

2 投票用紙等の請求の方法は

(令50)

不在者投票管理者である刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、少年鑑別所の長又は婦人補導院の長は、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院に収容されている選挙人の依頼があった場合においては、自ら又はその代理人によって、前記三の3の(1)の例によって投票用紙等の請求をすることができます。

また、前記三の3の(2)の例によって、選挙人が自ら請求することもできます。

3 不在者投票管理者は

(令55④⑨)

- (1) 刑事施設、労役場、監置場又は留置施設に収容・留置されている者の不在者投票については、その刑事施設の長、労役場若しくは監置場が附置された刑事施設の長又は留置施設の留置業務管理者
- (2) 少年院に収容されている者又は少年鑑別所に収容されている者の不在者投票については、その少年院の長又はその少年鑑別所の長
- (3) 婦人補導院に収容されている者の不在者投票については、その婦人補導院の長

(1)から(3)までに掲げる者に事故があり、又は欠けた場合は、それらの者の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。

4 その他

以上のはかは、前記「三 県選管指定の病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設における不在者投票」の例によってください。

五 不在者投票に要した経費はどうなるか

不在者投票に要した経費については、県が負担しますので、徳島県知事あて請求してください。

請求は次の算式によって計算し、**別紙の「請求書」(様式 11)、「内訳明細書」(様式 12)**により、令和8年2月27日(金)までに次のところへ必着するよう請求してください。

(1) 経費の請求額の算式 (不在者投票をした者の数×1,236 円)

※ 経費の積算人数は、不在者投票をした者の数です。

投票用紙の交付を受けた者のうち投票を行わずに投票用紙を選管に返還した者は含まれません。

様式…「請求書」(様式 11)

(2) 外部立会人に係る経費の請求額の算式 (立会時間×1,458 円)

※ 立会時間数に1時間未満の時間数があるときは、その時間数は1時間とします。また、12,400 円を上限とします。

※ 「立会人経費請求書」を提出される際には、**必ず謝金領収書の写しを添付**してください。

(注) 所得税の源泉徴収事務に関して御不明な点がある場合は、最寄りの税務署にお尋ねください。

様式…「外部立会人経費請求書」(様式 9)

(3) 経費の請求書の送り先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県選挙管理委員会事務局

※ **請求書の宛名は「徳島県知事」としてください。**

※ 振込みは「県市町村課」からいたします。

六 その他注意する点は

- (1) 不在者投票の手続を誤った場合は、不在者投票が無効となります。前記の諸事項を十分確認してください。
- (2) 投票用紙等の「請求書」(様式1)は、**ボールペンで明瞭に記載する**ようにしてください。「請求書」の住所欄は、**各人ごとに市町村名から番地まで記載**し、市町村名を省略する事がないようにしてください。
- (3) 不在者投票に必要な投票用封筒(内封筒及び外封筒)は、次のとおり区別していますから、間違わないようにしてください。

○衆議院小選挙区選出議員選挙 …… **あさぎ色** 地の封筒に**赤色**インク刷り

(※封筒左上に**小**の記載)

○衆議院比例代表選出議員選挙 …… **ピンク色** 地の封筒に**青色**インク刷り

(※封筒左上に**比**の記載)

○最高裁判所裁判官国民審査 …… **うぐいす色** 地の封筒に**濃茶色**インク刷り

(※封筒左上に**審**の記載)

【備 考】

不在者投票の手続等で御質問のある場合は、最寄りの市町村の選挙管理委員会又は県選挙管理委員会へお問い合わせください。

県及び各市町村の選挙管理委員会の電話番号、所在地等については、様式集「徳島県内選挙管理委員会連絡先一覧」のとおりです。

県選挙管理委員会ホームページに、「手続要領」及び「各種様式」を掲載しておりますので、手続事務に御活用ください。

なお、各種様式については、様式集の該当ページを印刷してお使いいただいても結構です。

【ホームページ URL】

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/senkyo/7243430/>